

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
1	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	指針そのものには改定意見はありませんが、「発注者指示資料は、発注者側で作成することを職員に徹底します。」との記載がありますが、受注者からの協議⇒指示が多く、まだまだ徹底されていないように思います。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」を周知徹底します。 なお、①協議書(ケース2)に記載しているとおり、「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提」であり、その資料に基づき指示を行うことに留意して下さい。
2	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	協議後、指示までの決裁に時間がかかる。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします。」を周知徹底します。 また、①協議書(ケース1)「発注者への協議書記載事例」に記載しているとおり、協議書に回答期限を明記、もしくは情報共有システム(ASP)に決裁完了希望日を設定するなど、回答期限を明確に連絡頂ければと思います。
3	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	幾度の意見及び回答があるが、依然として協議事項に対する回答の遅延があると思われます。工期を迫られる中で官民共通の意識を持ち早期に進めていきたい。そのため、業者サイドとして、意見または、歩み寄りできるところもあると考えるので、対話等を行い進めればありがたいと思っています。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします。」を周知徹底します。
4	①協議書(協議・指示等)	高知県	①受注者	本工事は、特記仕様書に基づき複数の対策工について計画を進めた。しかし、ある日突然、発注者から「それは変更する」などの口頭連絡があり、通知・指示書を求めたが無反応状態が継続している。受注者は、工事内容に基づき、協力業者に見積依頼を早い段階から進めなければならない。不確定事項は、発注者と協議して行う。しかし、確定事項が発注者都合で変更となると、協力業者への発注が途絶え、さらに、労働者の確保もできなくなる。協力業者との信頼関係が低下し、工程遅延の要因にもなり得る。事前に判り切った変更項目は、早期に通知・指示を発議して頂きたい。	
5	①協議書(協議・指示等)	徳島県	②発注者	本来、指示標は発注者が作成するものであるが、発注者も多忙で手がまわらない場合は指示標作成の費用を計上して受注者も作成できるようにして欲しい。	①協議書(ケース1)「・・・やむを得ない場合においては、受注者側に依頼する場合があります。・・・なお、これに伴い、設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)及び工期延期の必要が生じた場合については、変更契約にて対応します。」としておりますので、受注者との協議のもと、適宜対応ください。
6	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議に係る概算金額算出は、発注者が明示することであるが発注者側のマンパワー不足より、受注者に概算金額算出の依頼があるのが現状です。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、・・・。」を周知徹底します。
7	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	本工事は、特記仕様書に基づき総括打合せを実施した。打合せが必要とされた80項目程度の協議内容については、事前に提出をした中で、日程調整をされた。しかし、会議時間が1時間程度しかないと言われた。結果的に、資料作成に膨大な時間と労力を取られたあげく、限られたものしか打合せできていない。打合せの意味がなかった。着手後は、日々協議書作成に追われ、施工管理の効率低下が懸念される。そもそも、発注者側は出席者が多数要るのか疑問が残る。少人数でも可能ではないでしょうか。	①協議書(ケース2)「工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、①協議書(ケース2)に記載しているとおり、「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提」であり、その資料に基づき指示を行うことに留意して下さい。 また、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することは困難であると考えており、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
8	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	総括打合せで詳細な資料を作成して説明を行い変更対象扱いとなったが、再度詳細な協議書の提出を求められた。変更事案が多く、現場の進捗にあわせるのが大変であった。	①協議書(ケース2)「・・・通知・確認を受けた内容については、特に理由がある場合を除き、改めて協議する必要は無い・・・」を周知徹底します。 なお、①協議書(ケース2)に記載しているとおり、「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提」であり、その資料に基づき指示を行うことに留意して下さい。
9	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	総括時に協議資料を添付しており総括指示でよいと思う内容でも再度協議となる項目が多いと思われる。	

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
10	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	協議書の添付資料は必要最小限とされているが、発注部署の担当者によって本来受注者がすべき範囲でない資料、計算書の作成、概算金額の算出まで求められる。	①協議書(ケース3)「協議書の添付資料については、必要最低限にすることを徹底します。」を周知徹底します。 なお、①協議書(ケース3)に記載しているとおり、「必要最小限な資料は、…事実を確認する資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。…」としているほか、「…ただし、設計図との対比図は、契約図面(指示図面を含む)を基に、設計変更図意識して作成するものとする。」としておりますので、適切な資料で協議をお願いします。ただし、それ以外の概算金額などの資料作成については、発注者から求めないように周知徹底します。
11	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	担当監督官によっては協議書のレイアウト等に強いこだわりがあり、何度も修正を行うはめになります。内容が分かればよいのでは。	
12	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	工事打合せ簿(協議)の内容について、発注担当課によっては多大に資料添付を求められる事があるため、発注者として統一出来ないのでしょうか。	
13	①協議書(協議指示等)	—	③支援業務者	現場から受注者の最低限の資料に基づき、発注担当課に協議をあげているが、未だに必要以上の説明資料を求められるケースが多く発生している。そのため、最低限の説明資料は現場で対応するが、それ以上のものは発注担当課で対応できるようにして頂きたい。	
14	①協議書(協議指示等)	—	③支援業務者	指示等は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、事務所から指示する場合も概算金額も含め、内訳がわかる資料を添付して頂きたい。	事務所から指示するものについては、概算金額を添付して指示するように指導します。なお、現場施工に必要な内訳等の参考資料については、発注担当課に添付するよう周知徹底します。
15	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	同じ事務所内の詰所や出張所での協議の対応にかなり差がある。過去工事の実績等により明らかに工法変更が必要な場合でも、ある詰所は総括指示になるが別の詰所では別途協議となり実際に当初の工法により試験施工し、監督職員が確認した後に協議等になる場合があり非常に無駄な時間がかかる。明らかに工法変更が必要な場合は総括指示で認めてもらいたい。	現場条件により、一概に言えないところはありますが、明らかなものについては、契約書第19条に基づき発注者指示によることを指導徹底します。
16	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	紙ベースで協議書を提出したが、差戻があり回答も記入されないまま、処理されているものがある。 今後、指示されないものも、回答に記入して返答していただきたい。	協議書に対する回答(返答等)を行うよう指導します。 なお、⑫監督体制・情報共有(受注者と監督職員等、発注担当課が日常的に情報共有できるように周知徹底します。)を周知徹底します。
17	①協議書(協議指示等)	—	③支援業務者	「発注者指示資料は発注者で作成する」と記載されているが、発注者のどの機関で資料を作成するか不明な為、すべて監督官詰所等の出先機関で対応しているのが現状である。 追加指示や設計が必要な指示資料(契約書18条の簡易的なもの以外、契約書19条)については、発注担当課(技術資料作成支援業務含む)で対応できる体制を早急に確保して頂きたい。	原則として、照査の範囲内については現場対応、追加指示や設計が必要な指示資料については発注担当課にて実施するよう指導します。 なお、発注担当課が作成する指示資料の作成において、現場の確認等が必要な場合もあるため、発注担当課(技術資料作成支援業務含む)・出張所・監督官詰所が協力し、円滑に業務を遂行できるような体制の構築に努めます。
18	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	〇〇事務所発注の現場は、山間部が大半で、作業員の通勤が協議にて、計上できるのだが、書類作成に時間が掛かる。経費(例:直接工事×〇%)にて処理できないか。	標準の率分以上に実績変更が必要であることの妥当性を確認する必要があり、お手数ですがご協力をお願いします。
19	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	ICT施工を活用するにあたって、施工範囲の協議書から始まり、成果品、施工計画書等の提出する書類が多くなつて、なかなか自社での対応が難しく、提出書類を外注しているのが現状です。ICT施工に関する提出書類を簡素化できれば、自社でも対応でき、需要も広がると思います。	ICT施工に関する提出書類・協議内容の参考例について、土木工事書類作成マニュアル(四国地方整備局版)に追加する様になります。
20	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計業務の段階で設計寸法等が既往資料の寸法と合致しないことが多いので、受注後の現地照査にかなりの時間を要する。設計段階で既往資料等の現地寸法をより精査していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。
21	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	発注担当課発議の指示書について 指示する書面は契約図書に基づき作成されているが、見込んでいた費用や数量など参考資料が無く受注者からの質問に対して出張所側で回答できないケースが良くある。(特記や指示図面が充実してなく不明確) 参考資料は契約図書ではないため、受注者への指示書に提示する必要はないがせめて出張所側には提示してもらわないと指示内容を把握できない。 以前から発注担当課(資料作成技術員)へお願いしているが対応してくれない。 しかし、出張所側が作成した指示書については発注担当課より参考資料や根拠資料などを細かく要求されます。 発注者間で矛盾が生じております。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 また、施工に必要な設計成果等の資料については、監督職員等に情報共有するように周知徹底します。
22	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	当初の設計図書に対する照査を行うにあたり、誤った記載が多く時間がかかる。精度の高い設計図書をいただきたい。また、修正等を要する際の対応が不十分と思う。対応の連携をもっと潤滑に行ってほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を徹底します。 なお、発注担当課(技術資料作成支援業務含む)・出張所・監督官詰所が協力し、円滑に業務を遂行できるような体制の構築に努めます。
23	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	適正化指針で設計図書を充実させるとの記載があるが、未だ新たな追加指示や大幅な修正が多々発生しているのが実情である。 そのため、発注段階において、設計図書の充実に努める体制を早急に確保して頂きたい。	

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
24	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	適正化指針では「設計段階において現地条件を十分考慮した上で、施工法を検討すること」になっているが、まだまだ設計成果の不備が多数見受けられるため、コンサル成果の品質向上を図って頂きたい。 例えば、仮設鋼矢板の設計において、仮設備計画が検討されず、工法が決められたケースが見受けられた。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、…」を周知徹底します。
25	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計図の内容を現地を確認して、内容を正確にしてほしい。改修工事において本工事の作業に係る箇所に改修に係らないケーブル等があった場合の対応方法を記載してほしい。	
26	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	実際の現場を確認せずにコンサルによる設計が実施されているため、結局受注業者が設計を考え、発注者及びコンサルに確認し、施工を実施している。現場条件を考えずに予算合わせで図面を作成している。発注担当が一人でないため、それぞれが責任を逃がっているようである。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「設計段階において現地条件を十分に考慮した上で施工法を検討すること…。」「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を周知徹底します。
27	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	施工業者の照査により発覚する、設計の不備や漏れが多く、工事受注後に施工と並行して修正設計を行うケースが多いので、施工の手待ちや準備期間の圧迫などが問題となっています。 施工順序や支障移転のタイミング、施工方法など、現場のことはコンサルや発注者では分からないものが数多くあると思います。 そこで、設計業務の中で、施工業者を数社ランダムで選定し「設計施工調整会議」を開催して、設計に反映するようには如何でしょうか。 そうすることで、実際の現場に沿った設計成果となり、工事発注後の修正設計が大幅に削減されるため、発注者、コンサル、施工業者すべての負担が削減されると思います。	さらに、②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを指導します。」を周知徹底します。
28	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	前年度の残工事にもかかわらず、実際施工する数量も確定されておらず、施工してみると指示数量より実際の数量が減ることもある。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。
29	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注図が過年度工事に変更、施工済みの部分が反映されていない。	
30	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	年度をまたぐ継続工区の工事について 過年度工事で完成した出来形が発注図面に反映されてなく進行形の工事出張所と受注者間で変更する照査に時間や手間を要しており、工程にも遅れが発生している。 発注担当課は何のために完成図を提出して共有しているのか、その意味を今一度考えてもらいたい。	
31	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	継続工事で次年度も継続となるが、今後の埋戻しの為に掘削残土を場内に仮置きしなければならないにもかかわらず、発注時に考慮されていない。	
32	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	過年度工事の完成図面等が発注図面に反映されていない。また、特記仕様書に使用材料の条件明示が無く必要な構造図も無い。他工事との整合もとれていない。平面図・縦断面図・横断面図の整合もとれていない。CAD製図基準出ないデータがある。無理な施工パーティー数での発注や概算発注での指示が遅れているにも関わらず一時中止が無い。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。 また、②発注内容・設計照査(ケース3)「概算発注の対応は、…。また、指示に時間を要する場合は、工事中止命令等を指示し、必要な経費は変更対象とします。」を周知徹底します。
33	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	前年度に引き続き同様の工事を行う場合に前年度工事の変更内容が反映されていない。 前年度工事において試掘により掘削勾配が1:0.5→1:0.7に変更になっているが、施工区間がつながっているにも関わらず工事毎に毎年試掘を行い掘削勾配を変更している。試掘を行うには費用も時間もかかり、ICT施工に係る設計データも試掘完了まで作成ができない。前年度工事の実績により協議指示ではためなのではないか。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。 なお、場所によって地質条件が異なる場合があることから、試掘の可否については、一概に回答することはできませんが、試掘に要する費用やそれに伴う工期の延期については、監督職員と調整して下さい。
34	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	仮設構造物に関して当初から対策工種がなく、設計照査段階で毎回議題を提出し工事業者からの提案が事実上多くコンサルとの調整にも時間を要するため、当初段階で見込数量でも設計もしくは特記に記載があれば事前協議もスムーズにできると思うので対策工種の設計図書への見込記載を追記してほしいです。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を周知徹底します。
35	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	出来るだけ、全体数量での発注をお願いしたいと思います。	

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
36	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	当初発注内容に問題があり、変更協議資料の作成に時間を要する。また、総括打合せ時設計照査協議についても、別途協議の回答多くあまり労務軽減になっていないと感じます。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 また、①協議書(ケース2)「…通知・確認を受けた内容については、特に理由がある場合を除き、改めて協議する必要は無い…」を周知徹底します。 なお、①協議書(ケース2)に記載しているとおり、「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提」であり、その資料がない場合は、方針は総括打合せ時にて指示を行います。改めて協議が必要となる場合があることには留意して下さい。
37	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	令和3-4年度発注時設計図書で、床板工図のアンカー位置寸法が上部工断面図と鉄筋配筋図で差異があり、配筋図の平面・側面断面の鉄筋間寸法の整合がとれていない出張所での照査では判別できなく、事務所に依頼してコンサルに質問して問題解決に時間を要した。整合性のある設計図書をお願いします。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 また、②発注内容・設計照査(ケース2)「工事の発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、…」を周知徹底します。
38	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	契約時には重力式擁壁構造で有った物が、総括時にはプレキャスト擁壁に変わる等、大きな内容変更は発注前に行っておいて欲しい。下請け契約も内容が大きく変わる為、段取りや人員の割り振りも迷惑が生じる。	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を周知徹底します。
39	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	維持工事等の工事は主に概算発注だと思われそうですが、毎回追加している物等最初から数量表に入れてもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。 なお、予算等の問題もあり、全てを計上することは困難ではありますが、できる限り、想定しうる範囲で工種・種別等を当初より計上できるように努めます。
40	②発注内容・設計照査	-	③支援業務者	維持工事においては変更設計の効率化のため、想定される工種、種別等は、できるだけ当初発注に入れておいてほしい。	
41	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注前に関係機関等の調整を行ってから場所を決定してください。(〇〇箇所)	②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を周知徹底します。
42	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事を受注しても、田植えの影響から早期着手ができない。発注の見直し・計画ができた時点で地権者と協議を行い、受注後の早期着手が可能な状況での工事発注をしてほしい。	
43	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	仮橋(〇)橋長L=〇mの地組、設置工事において、地組する仮設ヤードの借地及びヤードの整備(盛土等)は発注段階で解決、工事数量へ反映されているようにしてもらいたい。	
44	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	反映されていない。 発注図と現地に相違があり、電柱の移設等受注してから関係機関との協議が必要であったため、発注する前に完了し、必要な図面等にも反映させてもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」を周知徹底します。 また、③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時において、支障物件等が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。」を周知徹底します。
45	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事の発注状況について、1つの工事区間に複数工事が同時期に施工するような発注を行っているため、工事区間内で施工ヤードの確保ができず、円滑な工事の進行ができない。材料・機械等についても、その都度運搬・搬出を行う必要があり、不要な経費が発生する。	②発注内容・設計照査(ケース1)「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」を周知徹底するとともに、適切に設計変更できるように対応します。
46	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	工事受注後、施工計画の立案時ににおいて問題が発覚する事は多い。コンサル設計時に検討事項として挙げられているものもあるが、工事着手に向けて準備を進める中で、膨大な設計成果から見つけ出して読み取るのは非常に困難であると同時に、成果を隅々まで目をとおすのは非常に時間を要する。関係機関との調整や協力業者の確保・施工時期の調整、材料調達に伴う調整等に目途が立った後、測量・丁張の準備中に問題が発覚する場合も少なくない。場合によっては工程はじめ、すべての計画を立て直しが必要となる場合もある。施工途中で発覚するものは致し方ないが、設計段階における問題や課題は参考資料として抜粋、一覧表にして、設計図書と同時にいただけるとありがたい。又、地盤改良(安定処理)等における改良深度や固化剤添加量等の調査・試験等は結果を得るまでに非常に時間を要する。円滑な施工・工程短縮のためにも設計段階で処理していただけるとありがたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)の修正を行います。 ◎課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」に修正します。 また、②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
47	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	改良絡みの工事は過去にさかのぼった設計成果が多く、発注者からの最新の成果の把握説明や資料の提示が無い為、受注者が手探りで探す状態が続いている。	②発注内容・設計照査(ケース2)の修正を行います。 ◎課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、 受注者に情報共有 するように指導します。」に修正します。
48	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	「数年度に渡る成果資料から根拠を見つけるのは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」と記載されていますが、未だに複数の設計成果が現場に渡され対応しているのが現状であることから、改めて指導徹底をお願いしたい。 また、設計成果は修正設計等を繰り返していることから、最終の成果がどれであるか不明なケースが多々見受けられる。そのことから、事務所に於いて各事業箇所毎の成果リスト等を作成して頂きたい。	
49	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	受注者は、設計図書(図面・数量等)の照査に時間と労力がかかる。その原因の一つに、業務成果が複数に跨り、部分的に総括数量を突き合わせていること、業務と工事発注で工種・数量区分を修正していること等が背景にあると考えられる。 工事発注前に、発注者側が設計図書の照査をする体制構築することを希望します。	②発注内容・設計照査(ケース2)「工事の発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、…」を周知徹底します。 ②発注内容・設計照査(ケース2)の修正を行います。 ◎課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、 受注者に情報共有 するように指導します。」に修正します。
50	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	総括打合せ後に発覚した設計・構造に関する案件を協議・指示で行っているが、設計照査による通知で責任を持って発注担当者で責任を持って回答・指示をしていただきたい。また、電話やメール等で指示書等の催促及び状況の確認が何回も必要である。	②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。 また、指示等が迅速に対応できるよう周知徹底します。
51	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	緊急を要する工事でないと思われるが、概算発注で発注されている。具体的な指示が来るのに時間がかかる。(約4ヶ月) 施工延長が大幅に変更されている。(200m→300m) 概算発注となる場合でももう少し事前に調整をお願いしたい。	②発注内容・設計照査(ケース3)「概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないことを徹底します。」を周知徹底します。 また、②発注内容・設計照査(ケース3)「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示がだせるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
52	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	本工事は緊急性が高い事業であるので仕方のない部分があるとは思いますが、変更で当初計画とは全く違った工事内容となった。概算発注ではあったが、あまりの違いに戸惑う部分が多々あった。最終的にきちんと清算できてよかったが大幅な変更がないように、発注段階でよく検討していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース3)「概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないことを徹底します。」を周知徹底します。 また、②発注内容・設計照査(ケース3)「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示がだせるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、大幅な変更がないように、設計図書の充実に努めるよう指導します。
53	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	共通仕様書(交通安全管理-交通安全法令の遵守)に道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)のほか、特記仕様書(交通安全管理)においても「道路工事の安全施設設置要領(案)(平成8年3月)が記載されているが、相当古いものでありなるべく早く見直しをかけて頂きたい。	現時点においては、土木工事共通仕様書に基準を示しているものであり、現場条件や警察協議等により適切に運用して下さい。
54	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	長年、維持工事を担当していますが、電気通信関係の工事(CCTVカメラや道路情報板等)の土工やコンクリート工事の作業が回ってくるのがよくあります。理由を尋ねると、「土工やコンクリート工事はわからない」というような回答でした。確かに電気工事の業者さんは土工やコンクリート工事は不慣れで、電気通信の現場技術員もよくわからないかもしれません。しかし、こちらに、全くの専門外である電気関係の施工について、出来ないかと言われるれば下請けを使ってでも施工させていただいた事は多数あります。「うちは専門外だからそれは出来ません、分かりません」で、それでは維持工事に回せばいいという考えで現場技術員や監督員がいるのであれば、ちょっと考えなおしていただきたい。それとも、電気通信関係工事の数量には費目として土工等は入れられないのでしょうか。	追加指示については、受発注者合議のもとで実施されるものと認識しており、今後も円滑に施工ができるように努めていきます。
55	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	指定機械について、対策型以外の機械を探すことが難しいので全数把握する必要はないのでは。また、複数台使用(ダンプ、バックホウなど)のものは1台のみの資料でよいのでは。	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、目的に沿った建設機械が確実に使用されているか引き続き確認が必要なため、主任監督員が施工プロセスチェック時に確認しておりますので、ご協力願います。
56	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	工事完了時において、家屋調査済みの方々へ発注者(担当技術員)に同行し、完了時の家屋調査の必要はないか、なければ今後の調査と補償放棄の同意書に押印を、との内容を説明しなければならなかった。これは受注者は必要なのでしょうか？	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」を周知徹底する。 なお、家屋の事後調査(今後の調査の有無の確認や補償放棄の同意書の押印対応の説明など)については、発注者が主体となって行いますが、必要に応じて随行をお願いするケースもあることからご協力をお願いします。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
57	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	堤外側の民地を借地しなければ工事の作業ヤードが確保できないことが発注段階で分かっていると思われ、比較的大規模の仮設だとも思うが、相変わらず任意仮設となっており、借地交渉・立木の補償交渉を受注者が行っている。また、地権者の情報等教えて頂いたが、工務課で行っているらしく、不慣れなため、時間がかかったうえ、不完全なもの等あるので、指定仮設とし事前に用地課で行ってもらうことはできませんか。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「・・・ただし、比較的規模が大きく、明らかに影響のあるものは、可能な限り指定仮設として発注者で対応することを周知徹底します。」を周知徹底します。
58	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	振動が予想される工種の影響範囲(0m)以内に民家があるのが発注前にわかってると思われるが、家屋調査対象者への承諾説明が行われていない。工事発注後に受注者が確認を取り、調査会社に依頼を行っているが時間はかかり工事着手が遅れる可能性があるため、発注前に承諾説明を行い、事前に調査を行うか、発注時に設計に入れておいて欲しい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」を周知徹底します。
59	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	工事では必要に応じて、関係機関協議を行い、例えば、町道に仮設工を設置することがある。これは受注者で対応すると考えている。しかし、本設物が町道の境界に位置する構造物に関しては、発注者が関係機関協議する必要があると思われる。本工事では、なぜか後者の事項も受注者対応している。その結果、関係機関協議を議事録等で報告している。レアなケースがあることは承知のうえ、判り切った関係機関協議をなぜ工事着手前にされないのか疑問が残る。	
60	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	支障物件についてだが、工事が開始されるまでにある程度は方向性を決めてほしい。 工事が始まってから占有業者と打合せ等するのは遅いと思われる。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」、「発注時において、支障物件等が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。」を周知徹底します。
61	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	発注者と地元との調整・打ち合わせが実施されておらず、実際施工するようになって設計変更となり、なおかつ受注者が設計することとなる。また、一目でわかるような支障物の確認が事務所及びコンサルとも実施されていない。また、工種によっては、必要最低限の設計が出来ていない。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」、「発注時において、支障物件等が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。」を周知徹底します。また、②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実にも努めるよう指導します。」、②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。
62	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	継続し同一箇所での工事の場合は前回までの工事の交渉記録、成果資料の引継ぎ資料を頂きたいです。 よく地権者から”前の工事の時約束していた”など指摘されたことがあり、事前に知っておきたかったです。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
63	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	支障物件について、設計する段階で把握できていると思うので、発注者が関係機関へ有無の確認を行い、受注者へ提示してほしい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時において、支障物件等が明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」を周知徹底します。
64	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	工事発注時に明確になっている支障物件等の調整等を済ましておいていただきたい。不明なまま受注者が調査等行う時間がロスと考えます。	
65	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	本工事では、県内一円の国道を管轄とする警察署すべてに道路使用許可申請書を必要とします。証書代と警察署へと足を運んでかかる手間と時間がとても負担となります。発注者のほうで警察署と協議して、年間で許可をもらえるよう働きかけてほしいです。	発注者側において引き続き関係機関と調整を行います。
66	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	発注者と受注者の契約書の写しが必要と言われ、施工体制台帳を(下請負業者の追加)提出するたびに毎回同じ契約書を添付している。発注者、受注者間で変更契約をしたとき以外は当初1回の添付でいけないうまいか	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)を周知徹底します。
67	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	施工体制台帳の確認資料が少なくなったが、結局確認するのに写しが必要で別でメールする等、手間がかかる。	建設業法が適切に守られているかなど、重要な確認のため、施工体制台帳の確認について、ご協力願います。
68	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	CCUSの運用が数年の間に、すべての直轄工事で始まるとの記載を目にしました。工事毎の建退協の受け払い等の確認が、CCUS内で確認できるようになれば紙による書類や事務手続きが簡素化されるのではと思われる。	頂いた意見も参考にしつつ、工事書類の簡素化にも繋がるよう取り組んで参りたいと思います。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
69	⑤施工・安全管理	高知県	③支援業務者	週休2日制工事(発注者指定方式)の適用が拡大され、工事受注者も完全週休2日制になり、平日の作業量が増えたため、より一層の簡素化をお願いしたいと考えております。対策案として:工事進捗に影響が少ない工事書類(提出・報告等)は提示・連絡にて対応し、重要な物はプロセスチェック等で確認し、提示・連絡の項目を増やす。 事例:特記〇条 交通整理人及び安全管理 受注者は、交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する交通誘導警備員と確認できる一覧表のみを監督職員に提出(→提示に変更)するものとする。また、……。 ご検討ください。	必要最小限の一覧表の提出を求めているものであり、監督上で確認するためには事前提出が必要と考えています。
70	⑥工程管理	高知県	①受注者	常々受注後の問題点発覚などにより工程表は、完成検査用に検査前につじつまを合わせたものを作成するだけになっている。週間予定、工事日誌、進捗率を重要視して実施工程表の作成や提示をなくしていただきたい。必要性を感じない。	適正な工程管理の実施状況を監督行為として見ているものであり、完成検査として求めるものとは考えていません。ただし、関連工事との調整や工期延伸の協議資料など、必要となる場合もありますので、そのような場合はご協力願います。
71	⑦写真管理	高知県	①受注者	検査時に施工状況が分かる写真が足りないと言われた。写真については役所内の統一がとられていないと思う。	基本的に写真管理基準以外のものを求めないようにしています。あわせて、⑦写真管理を周知徹底します。なお、ここに記載のとおり、施工状況写真は、設計図書等に基づき適宜撮影することになっており、その履行を確認する写真を検査時に求めますのでご注意ください。(検査時に無駄な写真を求めることはしていないと考えています。)
72	⑦写真管理	徳島県	①受注者	写真管理基準の写真管理項目で令和2年までは提出頻度が記載されていましたが、令和3年以降記載されなくなりました。提出の要・不要が不明確になったと思う。	令和2年3月の写真管理基準(案)に記載していた提出頻度とは、写真帳(フィルム写真)を作成するための頻度であり、デジタルカメラによるデータ管理を前提とした写真管理基準では記載の必要がないため削除しています。
73	⑦写真管理	徳島県	③支援業務者	遠隔臨場について 特記仕様書に基づき、現場技術員が遠隔臨場する場合は技術員側で立会状況を画面キャプチャしてASPに登録するようにしております。監督職員等が現場臨場した場合の段階確認の写真は不要となっているのになぜ遠隔臨場の場合は画面キャプチャが必要なのでしょう？現場技術員を信用していないということでしょうか？	遠隔臨場において現場技術員が確認を行う場合、各種臨場(段階確認・材料確認・立会)を遠隔で行った履行状況について、監督職員による確認のため、実施要領に基づき、状況写真の提出をお願いします。なお、求めているのは、各種臨場毎に遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコン等の画面表示を静止画像として保存)等の記録1枚のみですので、ご協力をお願いします。
74	⑦写真管理	—	③支援業務者	写真管理基準に、「段階確認した箇所は、出来管理写真撮影を省略、状況写真も不要」と記載されているが、実施要領には「遠隔臨場において現場技術員が確認を行う場合は、画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等で監督職員へ提出する。」となっています。ほとんどの段階確認は現場技術員が行っており、画面キャプチャ等の画面記録を省略してほしい。	
75	⑪完成図書	高知県	①受注者	発注図CADデータがCAD製図基準を基に作成されていない。	⑪完成図書(ケース2)「契約図書(指示図面含む)」については、チェックシートを用いた確認等により、CAD製図基準に沿うように指導します。」を周知徹底します。
76	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	契約図面、指示図面のCAD製図基準案に沿ったものを頂きたい。	
77	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	発注図面がCAD製図基準に適合していないケースが多すぎる。	
78	⑪完成図書	徳島県	①受注者	PDFデータとCADデータに不一致がある。発注時のレイヤー分けで電子納品対応になっていないところや非表示のレイヤーがあったり未対応のレイヤーがある。	
79	⑪完成図書	高知県	①受注者	1.発注図面データが、製図基準になっていない、受注者が修正させられる。 2.当初データの数量計算書に沿って、変更数量計算書を提出しても、発注者側が理解しない(もっと詳細がほしい)	
80	⑪完成図書	—	③支援業務者	設計図面がCAD製図基準に沿っていないものがほとんどであり、再度発注担当課に指導徹底して頂きたい。 機会があれば発注担当課及び積算、出張所の技術者合同の講習会等も検討して頂きたい。	
81	⑪完成図書	徳島県	③支援業務者	完成図、発注図面の修正について 適正化指針には下記のとおり記載されております。 ・CAD製図基準に適合していない発注図面の修正は、発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底します。 ・レイヤー等においては、必要なもののみを発注者にて修正し、提供するようにします。 未だに私が見た図面でCAD製図基準に適合した発注図面は1枚もありません。 【修正に手間が掛かり膨大な費用が発生した。それについては受注者の持ち出し状態である。どうかして欲しい】と完成検査時に検査官へ苦情を訴えた受注者もいます。 発注図面や指示図面を作成している発注担当課や積算担当はまったく取り合ってくれません。 結局、出張所や受注者側でやりくりしている状態です。	

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
82	①完成図書	—	③支援業務者	オンラインによる電子納品となっているが、未だに紙媒体、データの提出を求められる場合があり、指導徹底をお願いしたい。	特記仕様書等に基づき、適切な対応が図られるよう指導します。
83	⑫監督体制・情報共有	徳島県	①受注者	情報共有システム、電子メール及びWeb会議活用の推進に努めている中、終日電話が鳴りやまずその対応に時間を要し困っています。現地作業中や緊急を要する場合の電話対応は理解していますが、より効率よい情報伝達・情報共有をご検討いただきますよう宜しくお願いいたします。	「◎業務時間外の連絡について、緊急時や急ぎの案件でない場合は、極力、電話での連絡を控え、メールや翌日以降に連絡するよう指導します。」を追加します。
84	⑬設計変更	高知県	①受注者	材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積まで求めないとありますが、維持工事となると材料の項目が多く大変なので受注者が見積もりを取っておりますが、受注者も少ない数量(パイプ1本)しか購入していないのに商社に対して見積依頼をするのも商社が大変な作業になるので心苦しい。	⑬(ケース1)「材料等の見積もりは発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」を周知徹底します。
85	⑬設計変更	徳島県	①受注者	意見ではなく、質問ではありますが、施工歩掛について、施工者1社見積によるものとする。との記載があり、見積書とおりの清算と考えてよいのでしょうか。見積書及び実施機械が排対策3次を使用していた場合、清算も同様となりますか。	詳細内容が不明確なため、個別案件については、監督職員に確認をお願いします。
86	⑬設計変更	—	③支援業務者	P15 ⑬設計変更【ケース1】に記載されている三者見積(相見積)関係の後に、「見積協議書上、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(三者見積ではない)までをお願いするケースはあります。」を追加して頂きたい。 (27/30ページ No.416~418に記載済み)	「見積協議書上、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(三者見積ではない)までをお願いするケースはあります。」を追加します。
87	⑬設計変更	香川県	③支援業務者	設計変更の数量、積算について、技術資料作成等業務で照合を求められるケースが多々見られます。受注者から提出される資料・現場状況の照合、設計変更協議用資料の作成については工事監督支援業務で対応していただきたいです。また、工期内に設計変更ができるよう、積算技術業務に変更資料を提供するため、事務所の提出期限内に対応していただきたいです。 本適正化指針は、発注者と受注者の課題解決策を示していますが、「工事関係書類等の適正化」、「誰が作成するのか」の観点から、⑬設計変更の対応欄に以下のとおり追記願います。 「◎受注者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成を行うよう監督職員及び監督支援者に周知・徹底を図ります。」 参考: (「発注者支援業務共通仕様書の工事監督支援業務 第4002条業務内容」及び、「発注者支援業務の業務概要 2. 工事監督支援業務」に明記のとおり。)	当初設計に不備がないことが前提ですが、受注者から提出される資料・現場状況の照合、設計変更協議用資料の作成については、基本的に工事監督支援業務で確認・照合すべきものと考えていますが、設計思想に影響する現地状況の変化や詳細設計の見直しに伴う設計変更等については、技術資料作成等業務においても確認・照合していただく場合がありますので、内容に応じて適正な業務分担になるよう調査(監督)職員と協議して下さい。 なお、監督支援と同様の内容が技術資料作成の支援業務の仕様書に記載されています。 また、発注担当課(技術資料作成支援業務含む)・出張所・監督官詰所が協力し、円滑に業務を遂行できるような体制の構築に努めます。
88	⑬設計変更	高知県	①受注者	工事に必要な材料や土砂仮置きに必要な借地費用が、設計計上される借地費と実際支払いする借地料との差異が大きい。工用の借地費用について、今後は実勢にあった費用の計上を検討願いたい。	借地料の算定は、その都度、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に則り算出しています。 該当工事において算定金額に疑義がある場合は、監督職員にご相談ください。 なお、その場合には、実際の支払金額の算定根拠を確認する必要がありますので根拠資料の提出にご協力ください。
89	⑬設計変更	高知県	①受注者	変更書類(図面・数量)を全て、受注者作成を求められる。	図面については、適正化指針⑬-5に記載しているとおり、設計変更図面等については、発注者が作成しますが、受注者が照査により提出した対比図がベースとなるので、作成にはご協力をお願いします。 数量の算出については、適正化指針⑬-2に記載しているとおり、土木工事共通仕様書に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載しており、出来形数量としては、引き続き作成をお願いします。 また、併せて、適正化指針⑬-2に記載しているとおり、出来形でない変更契約するための変更数量については事前の作成に協力をお願いします。
90	⑬設計変更	—	③支援業務者	変更図面や指示図面の二重線、見え消し線が出来るだけ省略できるように検討してほしい。 (完成図作成作業の効率化)	引き続き検討していきます。
91	⑭その他	愛媛県	①受注者	現場環境改善費についてなのですが、協議書を提出しても発注者側の要望にて内容が変更されてしまう為、内容によっては勿体ないことも多い。無いなら、変更時に無くす等の臨機応変な対応が必要だと思う。	特記仕様書に、「工事現場の現場環境改善費は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとし、実施内容については監督職員と協議するものとする。」と記載しているとおり、引き続き、監督職員と調整のうえ、現場環境の改善に努めて頂くようお願いいたします。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
92	⑭その他	徳島県	①受注者	工事によって現場環境改善費が必要な工事とそうでない工事があると思います。特に河川工事は実施内容に悩みます。当初から計上する必要はないのでは？ 必要時は協議・指示でいいと思います。	特記仕様書に、「工事現場の現場環境改善費は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとし、実施内容については監督職員と協議するものとする。」と記載しているとおおり、発注者主導で実施すべきものと受注者が自主的に判断して実施するものがあり、全体計画を協議にて実施しているところですので、今後も監督職員と調整のうえ、適切に実施して下さい。
93	⑭その他	愛媛県	①受注者	現場環境改善 土木工事書類作成マニュアルに問題はないが、請負代金に含まれることで、受注者の負担になる。実施できる現場と困難な現場があり、実施状況に応じて精算するようにはできないものではないでしょうか？	
94	⑭その他	高知県	①受注者	各事務所・詰所において新しい取り組みを始めることは良いことと思いますが、一つ増えることによって別の何かが増えたりするものでなければ、いたずらに業務を増やしているだけだと思います。	実施内容については、契約図書に基づき対等な立場で実施しているものであり、強制するものではないと考えています。 なお、引き続き簡素化に努めていきます。
95	⑭その他	徳島県	①受注者	発注者の対応が、まだ徹底されていないと思う。	毎年、全技術系職員や支援業務者への周知説明会を実施していますが、引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。 また、併せて支援業務者にも周知徹底を依頼しています。
96	⑭その他	高知県	①受注者	発注者・現場技術員が適正化指針を知っているのか？熟知しているのか？疑問である。	
97	⑭その他	愛媛県	①受注者	指針の内容には満足しているが、内容の周知が職員・業務受注者にされていないと思います。 周知方法を考えてほしい。	
98	⑭その他	徳島県	②発注者	適正化指針を理解している人が事務所で誰1人もいない。現在稼働中の工事では何ができて何ができていないかを洗い出し、出来ていないものに対してどうすればできるようになるのか事務所一丸で取り組むべきだが誰も何もしない。このままでもいいのでしょうか。	
99	⑭その他	愛媛県	③支援業務者	数年前から工事関係書類の適正化指針で回答済み案件が記載されていますが、発注者の職員及び資料作成技術員が把握及び理解が出来ていないと思います。特にワンデーレスポンス・CAD製図基準・関係機関及び地元住民への挨拶・説明、借地契約等再度徹底が必要と思います。	
100	⑭その他	高知県	①受注者	アンケート・意見の回答をしているが、毎年同じ事の繰り返しであり、修正されることが全くないので、このような事は時間と労力の無駄で意味が無いと思います。 気を付けるや周知するといった回答をするだけで、変化はありません。	
101	⑭その他	徳島県	①受注者	工事関係書類等の適正化指針運用の前に全体的に工事書類の簡素化が必要と感じている。 それができれば適正化指針も含めた関係従事者の業務負担軽減につながる。	引き続き、工事書類の簡素化に向けて検討していきます。
102	⑭その他	愛媛県	①受注者	以前のアンケートでも上げましたが、協議・指示書類が未だに紙ベースで行っていることが多い。 せっかくASPがあるので協議・指示も活用してほしい。	情報共有システムについては、ASPを原則使用するようになり、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書に記載しているところですが、引き続き周知徹底します。
103	⑭その他	愛媛県	①受注者	協議書・指示書の決裁を紙で行っている所があるが、ASP決裁で良いのでは。 ASP決裁を行えない明確な理由を掲載してほしい。	
104	⑭その他	愛媛県	①受注者	工事関係書類において、紙と電子の別について、協議を行い、ASPIによる書類決済を決定したが、事務所からくる指示簿については、紙による決済であった。出張所長までの決済ルートしかないが、受注者側が協議している内容で行ってほしい。	
105	⑭その他	徳島県	①受注者	協議書や指示書は紙と情報共有システムの提出がある。 決裁の関係上難しい場合もあるとは思いますが、情報共有システムで提出出来れば処理が速いと思います。	
106	⑭その他	高知県	①受注者	工期短縮が望めない。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
107	⑭その他	愛媛県	①受注者	工期設定についてなのですが、繰越できない等初めから様々な工期抑制意見を聞くのですが、工事内容によっては適切な工期設定を考えて貰い、3月末までの工期の厳守などの制約を撤廃して頂きたい。週休2日制などの導入が義務付けられている今日この頃ですが、実際の工事内容は変わっていないので、実工程は厳しくなっているだけです。	

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
108	⑭その他	高知県	①受注者	完成検査は、特記仕様書で『工事検査時における確認書類の限定』により技術検査官は、原則、10書類に限定して検査を行うとなっておりますが、実際は、それ以外の書類も確認することが多い。	「工事検査時における確認書類の限定について」が特記仕様書に記載されている工事については、原則、10書類に限定して検査を行うことを周知徹底します。
109	⑭その他	香川県	①受注者	段階確認一覧にないもので、施工状況の確認など重要と思われる内容について実施予定を記載しても、一覧にないからと一切立会しないという人がいるが、そんな人に限ってあとで確認できるように写真などをとっておくことと余分な仕事をいってくる。	段階確認等については、総括打合せ等で事前に決定しておくべきものであり、その最低基準が監督技術基準上の段階確認一覧表となります。それ以外のものについては、基本的に受注者の自主管理という考え方になります。よって、その過程において必要な不可視写真等は必要となりますので、ご注意ください。
110	⑭その他	香川県	①受注者	こちらで確認・立会を希望しても応じてもらえないことがよくある。技術員によって考え方に相違がある。	段階確認等については、土木工事共通仕様書に示されている段階確認一覧表を基本に、総括打合せ等において事前に協議等により指示します。その段階確認一覧表以外は基本的に工事受注者の自主管理となるため、監督職員等による臨場の確認は行いません。なお、自主管理の場合、不可視写真等は必要となりますのでご注意ください。
111	⑭その他	愛媛県	①受注者	施工計画書は電子で提出と協議で取り決めていたにもかかわらず、所長検査(下検査)では紙を要求される。また、パソコンを用意するのは完成検査時と電子納品事前協議では取り決めていたのだが、所長検査(下検査)で「施工計画書は電子です。」と回答すると「だったら何でパソコン無いの?」と言われ悪評価になる。最初から施工計画書は所長検査(下検査)では紙が必要だから電子と紙両方提出することと記載して欲しい。特記仕様書には電子で提出したものは紙で提示しないこととあるが削除してほしい。意味がわからない。	事前協議に基づき、適切な対応が図られるよう指導します。
112	⑭その他	-	③支援業務者	Webによる総括打合せを実施しているが、必要部数の準備を求められており、ペーパーレスの実施を指導徹底して頂きたい。	ペーパーレス化に努めるよう指導します。
113	⑭その他	徳島県	①受注者	国交省発注工事は特に調査ものが多すぎます。追加で費用を計上して頂いているとはいえ、多忙な時期は提出期日があるために残業で対応しているのが現状です。(諸経費動向調査は特に…ストレスです)せめてもっと簡易な調査であれば。	調査資料について多岐にわたりご協力頂いていること、負担の多いことは認識しています。頂いたご意見は本省に伝えて参ります。
114	⑭その他	愛媛県	③支援業務者	建設発生土情報交換システムへの変更・最終登録は特記仕様書に受注者にてとの記載がありますが、発注者のID・パスワードが必要なため、変更数量にて発注者に対応した方が守秘義務の観点からも良いのでは無いでしょうか。当初は発注者にて登録されています。	受注者は自社のID・パスワードを使用して、受注工事のデータ更新を行うものと考えています。発注者が受注業者を登録して、登録工事番号を連絡することで、受注業者が更新作業を行えます。 なお、建設発生土情報交換システムは工事請負業者の利用料金が無料となっており、建設副産物情報センターのホームページより登録申請出来ます。また操作手順は、同ホームページの操作マニュアルに記載されています。(利用料金及びマニュアルはR4年12月時点)
115	⑭その他	徳島県	①受注者	電気通信DB作成は、多くの添付資料が必要なため簡素化希望です。	電気通信施設DB(ETAシステム登録用)データの作成については、「施設情報(記入様式による)※エクセル」、「写真(全体、銘板、設置状況等、各装置毎3枚程度)」のみです。これ以上の資料を提出する必要はありません。